


審議会等の概要や会議録

 審議会等の概要調書

会議録及び会議資料

静岡県森の力再生事業評価委員会

- 開催日 令和2年10月26日(月)
- 場所 静岡市葵区追手町9-6 県庁階 会議室
静岡市葵区黒金町5-1 静岡労政会館 5階会議室
- 出席者(職・氏名) 委員長 土屋 智(静岡大学名誉教授)
委員代理 小南陽亮(静岡大学教育学部教授)
委員 木村美穂(きむら工房代表)
委員 倉田明紀(静岡県中小企業団体中央会)
委員 五味響子(しずおか流域ネットワーク)
委員 恒友仁(一般財団法人静岡経済研究所理事)
委員 豊田和子(一般社団法人静岡県法人会連合会)
委員 波多野初枝(静岡県消費者団体連盟)
委員 原田健一(静岡県弁護士会)
(50音順・敬称略)
- 議題 ○第1回委員会時の指摘事項
○令和元年度事業分の評価対象箇所の検証
○森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果
※新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮の上、実施します。
- 配布資料 次第・名簿:  (123KB)
第1回静岡県森の力再生事業評価委員会の指摘事項:  (266KB)
令和元年度事業 個別事業評価調書:  (353KB)
森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果:  (123KB)
令和2年度森の力再生事業評価委員会現地視察(案):  (317KB)
- 備考 ○令和元年度事業 個別事業評価調書の資料については、ファイルサイズが大きいため抜粋して掲載しています。必要な方は産業政策課(054-221-2635)まで御連絡ください。

[審議事項]

- (1)第1回委員会時の指摘事項
- (2)令和元年度事業分の評価対象箇所の検証
- (3)森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果

[審議内容]

詳細:  (383KB)

お問い合わせ

経営管理部総務局法務課
静岡市葵区追手町9-6
電話番号: 054-221-3306
ファックス番号: 054-221-2099
メール: hqumu@pref.shizuoka.lg.jp

令和2年度 第2回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：令和2年10月26日（月）午前10時～11時40分
会場	静岡県労政会館5階会議室
出席者	<p>○ 委員（敬称略・50音順）</p> <p>土屋智（委員長）、小南陽亮（委員長代理）、木村美穂、倉田明紀、五味響子、恒友 仁、豊田和子、波多野初枝、原田健一、（9人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者）</p> <p>志村農林水産担当部長、藤田森林・林業局長、浅井森林計画課長、川合農林技術研究所森林・林業研究センター技監、齋藤産業政策課長 他</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 第1回委員会時の指摘事項</p> <p>(2) 令和元年度事業分の評価対象箇所の検証</p> <p>(3) 森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>
配布資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回静岡県森の力再生事業評価委員会の指摘事項 ・ 令和元年度事業 個別事業評価調書 ・ 森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果 ・ 令和2年度森の力再生事業評価委員会現地視察（案）

結果概要	<p>(1) 第1回委員会時の指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none">・評価対象箇所の選定基準については、現状分析を行った結果、適正に選定されているとして、現状のまま維持することとなった。・事業者側への告知の方法を工夫し、新規参入者の増加に向けて取り組んでいくとも重要であるとの意見が出された。・一方で、労働安全の確保や事業効果の維持という観点で、新規参入者の増加には配慮が必要であるとの意見が出された。 <p>(2) 令和元年度事業分の評価対象箇所の検証</p> <ul style="list-style-type: none">・事業評価調書の波及効果等の項目には、非常にいい内容が記載されているので、事業広報を行う上で有効活用できるとの意見が出された。・森の力再生事業の施工地の管理にあたり、遊歩道等の県民に親しみやすいような使われ方をすることも有効であるとの意見が出された。 <p>(3) 森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果</p> <ul style="list-style-type: none">・今後の広報の主体を決める上で、アンケートの回答者の属性を整理することが有効であるとの意見が出された。
-------------	---

令和2年度 第2回 静岡県森の力再生事業評価委員会 議事録

日時：令和2年10月26日（月）

午前10時から11時40分

場所：静岡労政会館5階会議室

（志村 農林水産担当部長）

経済産業部農林水産担当部長の志村でございます。本日は、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年の農林水産業への自然災害の影響につきましては、ちょうど前回の評価委員会でも、7月の豪雨の影響をお話させていただきましたけれども、その後は台風の影響も少なく、比較的自然災害の影響が少ない年となっております。

一方で、近年は局地的な豪雨の発生等による土砂災害の発生の危険性も高まっております、やはり引き続き森林の整備を進めまして、災害に強い森づくりを進める時であると思っております。

森の力再生事業は、第2期の10年計画の5年目となり、財源となる森林づくり県民税の今後の対応を検討する時期を迎えました。

今後の対応につきましては、県民の皆様、市町長、経済団体の意見を伺って検討することとしまして、その結果、県が引き続き荒廃森林の再生に取り組むことについて、皆様から御賛同いただくことができました。そういうことも踏まえまして、先ほど申し上げましたように、やはり森林の土砂災害の危険性というものは、まだまだ高まっておりますので、県におきましては、この森の力再生事業を継続するという方針を決定いたしまして、9月の県議会で知事から表明したところでございます。

この事業をやはり今後も効果的に実施していくためには、事業の透明性というものをより高める必要がございます。また事業効果というものを適正に評価して、県民の皆様の理解を得ていくことが重要でありますので、本日はそのための御審議をしていただくという会でございます。

長時間の御審議となりますが、評価・検証していただく委員の皆様方の忌憚のない御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

（齋藤 経済産業部管理局産業政策課長）

ありがとうございました。

それでは、本日の委員の方々の出席状況について御報告します。

本日は、委員10名のうち9名の方に出席いただいております。出席者が委員の過半数を超えておりますので、森の力再生事業評価委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、本委員会は成立していることを報告いたします。

続きまして、本日の議事について説明します。お手元の次第を御覧ください。議事は3つございます。1つ目は、第1回委員会時の指摘事項についてです。7月22日の第1回評価委員会にていただいた御指摘について事務局から説明いたします。

2つ目は、令和元年度事業分の評価対象箇所の検証についてです。令和元年度に実施した事業のうち、前回の委員会で選定いただきました評価対象の21カ所について、事業評価調書に基づき事務局から説明します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

3つ目は、森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果についてです。森の力再生事業は、

本年度第2期10年計画の5年目に当たりますことから、今後の対応を検討するため、県民等の皆様に御意見を伺いましたので、その結果について報告いたします。

なお、本委員会の議事内容は、県で定めます情報提供の推進に関する要綱に基づき、公開対象となっております。あらかじめ御了承願います。

それでは、議事に移ります。今後の進行につきましては土屋委員長にお願いします。よろしくお願いいたします。

(土屋委員長)

第2回ということですが、先ほど議事の説明でもありましたけれど、この森の力再生事業に関しての今後どう進めるというところを、県民の皆様の意見を聞いてというところが、議事3のところで紹介されるかと思えます。この森の力再生事業は、言ってみれば時限立法で進めてきているところがあるものですから、その第1期は終わり、それが10年というところで、その年度年度に目標、計画があって、それをクリアしているかどうかというところを常に見ているということです。さらに今後またとかいうことになると、これはもう時限ではなくなって、そのぐらい重要だという認識でいいのかもしれない。

いずれにしても、先ほど部長からも紹介ありましたが、9割方は皆さん継続してくださいという意見であったということですので、多くの意見を実際には表に出せないようなものも多かったかと思えますけれども、多くはやはり事業推進ということ望んでいらっしゃる私も感じております。

そういうことで5年目の意見でありますけれども、そこで出た意見というのは非常に貴重なものであるということですので、これも事業推進に当たって反映していただいて、よりよい事業にしていただければと思います。

そういったところで、今日の第2回の委員会ということですが、大きくは議事2の前回に引き続き事業評価対象箇所を検証というところが大きなところですので、皆様の意見を元に、よりよい委員会としての意見をまとめていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思えます。まずは、議事次第の第1回委員会時の指摘事項への回答ということで、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(加藤 政策管理局産業政策課産業政策班主査)

事務局の加藤です。議事1、第1回委員会時の指摘事項を説明いたします。よろしくお願いいたします。

資料1、「第1回静岡県森の力再生事業評価委員会の指摘事項」を用いまして説明いたします。御準備をお願いいたします。

本日説明いたしますのは、先の7月22日に開催いたしました第1回評価委員会にて御指摘をいただきました評価対象箇所の選定基準についてとなります。

御指摘の内容といたしましては、補助金の交付が同一の事業者偏っていると感ずることがあることから、従来の面積、単価の選定基準に加え、取扱件数を加えた方がいいのではないかという内容となっております。

御指摘を受けまして、事務局では、森の力再生事業を実施する事業者が、実際どのくらいの件数を実施しているのか、そういったところを過去3カ年分遡りまして調査をいたしました。

その結果が2番の現状分析、採択件数ごとの事業者数の円グラフのとおりになっております。令和元年度から説明させていただきます。令和元年度は、10件以上の補助金を受けている事業者が2社、5件以上の補助金を受けている事業者が4社ありまして、計6社、率にして1割程度の事業者が5件以上の補助金の採択を受けている状況になっておりました。

平成30年度、平成29年度、こちらについてもほぼ同様となっております。平成30年度は10件以上の補助金を受けている事業者が1社、5件以上の補助金を受けている事業者が6社、計7社、こちら率にいたしますと1割3分程度、平成29年度は10件以上の補助金を受けている事業者が2社、5件以上の補助金を受けている事業者が5社、こちらも計7社ということで、率にしてこちらも1割3分程度の事業者がいるという状況になっております。

どのような事業者がそうした形で補助金を受けているのかというのを、円グラフの下に記載しております。字が小さくて、見にくくて申しわけありません。これを見ますと、多くは森林組合となっております。賀茂や東部地域の一部において、林業事業者が見られるような状況となっております。

加えまして、こちらの事業者が評価の対象となっているかどうかという選定状況を調査しましたところ、令和元年度は6社のうち6社、すべての事業者が評価対象に選定されている形になっております。平成29年度、30年度におきましても、5件以上受けている事業者が7社に対して、そちらについても5社が選定されているというような状況になっております。

結果となります。以上のことから、同一事業者で5件以上の補助金を受けているというのは、例年、全体の1割ないし1割5分程度となっております。またその事業者の多くが評価対象に選定され、事業内容の確認を受けている状況になっておりました。

1枚めくっていただきまして、3番の分析結果となります。森の力再生事業は、事業者が事業箇所を自らが調査をして、森林所有者の了解を得た上で、県に事業実施の申請を連名で行うということで、事業が採択されるという制度をとっております。事業の採択は、事業者の取り組みによるところが強いものですから、同一の事業者が複数の採択を受けることについては、制度上、問題にしていけない状況になっております。

また、採択件数が多い事業者が評価対象に選定されやすいという状況にもなっております。現状の選定基準でも適正な選定が行えているといえることから、事務局案といたしましては、現状の選定基準でも十分ではないかと考えておりますので、こちらについてまた御審議のほどをお願いいたします。

また、本指摘事項の対応方針を検討するに当たりまして、倉田委員と打ち合わせをさせていただき検討させていただきました。ありがとうございます。その際に、新規参入の状況について御質問をいただいておりますので、こちらの状況について、参考として森林計画課から説明いたします。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

森林計画課の刑部と申します。よろしく申し上げます。

新規参入の状況について説明します。森の力再生事業は要綱・要領で、ほかの森林整備事業に比べて新規参入しやすい制度設計にしております。

次のページを見ていただいて、新規参入しやすい制度設計ということ、表に整理させてもらいましたが、森の力再生事業は、1申請の規模を1ha以上としておりますが、通常の間伐事業においては5ha以上と。また、通常の間伐事業においては、森林経営計画の策定、具体的には30haぐらいのまとまりを持った計画策定が求められておりますが、そういったものがなくても森の力再生事業の方で

は実施できると。また、さらには、伐採した材の搬出について、森の力再生事業においては、搬出の必要がありませんが、通常の間伐においては10m³/ha以上の指定とかがありまして、木材の搬出のための林業機械の使用とかが必要になります。

前のページに戻っていただいて、比較的小規模から、また機械の保有がなくても事業の実施ができるというような本事業において、これまでにNPOや建設業、造園企業を含めまして86社の新規参入がありました。棒グラフは、事業開始の平成18年度から各年度の新規参入者の数を示しております。折れ線グラフは、各年度の総事業者のうち、新規参入者の割合を示しております。新規参入者は事業開始直後3年間ぐらいですけれども、ピークでございます。その後、折れ線グラフの方を見ていただきますと、平成21年度以降は、おおむね10%程度で推移してきておりまして、事業開始10年以降、安定の時期と言えるのでしょうか、平成28、29と一旦は落ち込みましたが、ここ数年は増加の傾向がまた見られております。

森の力再生事業については、森林所有者や、またもりづくり県民税を納税いただいている県民の皆様向けの理解促進のための広報を継続して実施しているとともに、各農林事務所において相談窓口を設置し、新規参入希望者との相談対応も実施しておりましたが、改めまして新規参入の要件とか、新規参入しやすい制度であることを周知することも、一層の事業推進において必要と考えます。整備者になってみませんかというような内容を県のホームページに追加していく予定でございます。以上であります。

(土屋委員長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様、何か御意見ございますでしょうか。丁寧に実態を説明していただいたと思うんですが、よろしいでしょうか。このところで、現行でしばらくは様子を見たいというわけではないんですけれども、よろしいでしょうか。

(倉田委員)

こちらの質問をさせていただいた倉田でございます。

非常にわかりやすい資料をありがとうございます。前回のお話の中で、やはり不平等感があってはいけないということで、県民一律にかかってくる税金ですので、こういう明確な資料を提示することで、やはりより深い理解を県民の方にさせていただけると思います。

あと、今この新規参入の状況というところだけ少し引っ掛かったんですけども、平成28年、29年が少なく、その後盛り返しているとはいえ、かなり数が少ないですので、今そのSNSで発信しているということでしたけれども、やはりもっと告知の仕方というのを変えていかないと、今いろいろなキャンペーン、国の政策が行われていまして、私これについても結構知らない方が多いと思っています。SNSだけに頼っては、なかなか告知というのは広まっていけないので、そういう勉強会ですか、何かしら地域の集まりですか、そういう活動センターみたいな、五味さんが今いらっしゃるような活動センターとか、そういったところを利用して、やはり説明会とか、丁寧な小規模の説明会を開いていくことで、今後10年続けていくのであれば、もっと県民の方に理解を深めていって、より多くの新規参入者というのを増やしていくべきだと思います。以上です。

(土屋委員長)

事務局、今のところで。

(浅井 森林計画課長)

森林計画課長の浅井です。御意見ありがとうございます。今御指摘のあったとおり、我々としては非常に参入しやすい制度だということで、こういう整理もできているんですけども、なかなかまだそういったものがしっかりお伝えできていないということもありますので、これからもそういったお知らせする努力は続けていきたいと思えます。

あと、それとこのように制度として入りやすい制度ですよというのをPRすることも大事なんですが、もう1点あるのは、地域の中で例えば森林の整備の課題があつて、例えばですが、竹林が非常に覆い被さっていて、地域の問題になっているとかという話があつて、それを何とかしてほしい、森の力再生事業で何とかしてほしいという声はよく上がるんですけども、それを整備してくれる人がなかなかいないねという話があつたりして、実はここ2年くらいで新規参入している方にお話を聞きますと、市役所とそれから県の農林事務所あたりが、少しそういったところで中心になって、所有者さんとかに声をかけて、そういうのをこの事業でやったらどうかというような投げかけもする中で、整備者を我々の方で何かそういった人を紹介しますよということまでアプローチをするというような取り組みもしまして、事業化に結びつけているというような、何とかいいますか、地道に足で稼ぐとか、そういった実際の現場の課題に即したものに対応ということで、市役所と一緒に整備者の方を手当てするみたいなこともやっておりますので、あわせてそういったこともやって、地域の課題にこたえるという意味での整備者の仲介ということですか、そういったこともやっていく必要があるかなと思っております。以上です。

(土屋委員長)

よろしいですか。

(五味委員)

今、倉田委員から活動センターなどとか言っていたので思い出していたのですが、確かにうちのところはいろいろなNPOだけではなくて、営利の方も、自分のお仕事以外にこういう活動もやっているという方たちも参加しています。例えば先週の月曜日の夜は、森林研究会さんというグループの方たちが御利用なさっていました。

私その会長さん、副会長さんとはすごく親しくさせていただいているんですけども、どういったメンバーが来ているかという詳しい名簿とかはいただいてないのでわからないんですけども、半分公設民営の施設を使って研究会をやってらっしゃる方の中には、企業の方もいるし、森林組合の方もいるし、NPOの方もいるしというそういうふうな分担型の会を、民間の方が主催してやっているの、そういうところにちょっとお声かけいただくといいと思って、今、倉田委員のおっしゃったことに関しては思いました。

また、それ以外にSNSのことも、私今静岡県のホームページを、会議中に見させていただいたんですけども、「森の力」という言葉を知っていれば検索できるんですけど、その言葉を知らないとか、ちょっと検索が難しいと思いましたので、やはりこの「森の力」、もりづくり県民税の方をわかっていただいて、「森の力」というワードを皆さん、県民のいろんな方に知っていただくということがすごく大切で、それはポスターとかチラシとかも大切ですけども、やっぱり県民一人一人の方が集まるところに出かけていってとか、研修会を開いたというのがいいと思えました。もちろん事業者の方は、もう大分広まってきているので、すぐ検索できるのかもしれないですけども、全く新規の方が

入るには、その「森の力」という言葉を知らない、ということがあると思いました。でも広報の御努力は、とってもいいポスターを、私結構長く委員をやらせていただいているんですが、どんどん進化しているので、とってもいいと思っております。これからも御努力をお願いしたいと思います。以上でございます。

(土屋委員長)

よろしくお願ひしたいと思ひます。

(豊田委員)

豊田でございます。座ったままで失礼いたします。今の新規参入ということで、倉田委員からも御意見があったわけですが、私このグラフを拝見していて、恐らく28、29年、落ち込んでいるのは、28では記憶に新しいんですが、大台風で、私どものエリア、浜松も静岡も3、4日停電というようなことになりました。そのときの森林の状態というのは、報道を見ていると、とても厳しいものがあって、プロでないと太刀打ちできないような、そんな状態でもあったのかなということも考えております。その影響もあったのかなということも考えております。

片方で、昨日の静岡新聞でございましたけれども、「停電回避へ初の取り組み」というようなことで、中遠農林事務所さんが地元の中部電力パワーグリッドさんと提携して、停電予防のため、停電回避のための伐採事業というものを森の力再生事業と連携することによって、県内初の取り組みをされた、また県内各地、東部の方面でもこのような形が検討されているというような記事がございました。

大変これは私興味深く拝見いたしまして、またこれは私も住んでいるのが袋井市で、西部ですので、西部版だけではなく、県全体版でしたでしょうか、そのあたりがちょっと印象がないんですけれども、新規参入とはまた違う形かもしれませんが、こういう形で本来中部電力さんも停電回避のための伐採に取り組んでいらっしゃる。そこに森の力再生事業がリンクをしていくということは、進み方がスムーズになりますし、予算の面でも大変いいことと思っております。このような取り組みを今後広めていただくと、それがまた地域への認識度の深さにもつながっていくことにもなると、そのように感じた次第です。

それと私、立場的に法人会という形で参加しているのですが、法人会は税に関するオピニオンリーダーというような活動をしておりまして、その中で特に私のような女性部会は、租税教育というようなことも行っています。小学校に年に1、2回行って、税金の話をしてくるんですが、これは主に国税で、県税や市税ということは余りなくて、でも税の仕組みの中で少し触れることができます。

ですが、静岡県もこのような県民税があるので、何か小学校の子供たちにも税の教育、租税教室と租税教育と、両方やっておりますけれども、租税教育は、ちょっと教室には行かないですが、でも子供さんたちを集めてやるという機会があります。ですので、そのような折にこういうすばらしい取り組み、県民税で森を守るということ、将来につながる取り組みですので、子供たちにも知っていただくようになればいいのかなと思います。できれば、そのようなときのパンフレットなどもあれば、子供たちにも浸透していくと考えます。以上です。

(土屋委員長)

よろしいでしょうか。

(小南委員)

先ほどからのお話にあるように、県民から広く税金をいただいて進めている事業ですので、例えば特定の事業者に着しく偏ってしまうことのないよう、また新しいやる気のあるそういった事業者さんには、参入しやすくするということが大変結構なことですが、一方で、この事業の内容からも、森林を扱うものなので、言うまでもなく、だれでもできるという内容ではありません。

ですから、これは具体的にどことは言いません、他県の例ということで申しておきますけれども、余りこうした森林整備に不慣れなところがこうしたことをやると、例えば作業道の付け方が非常にいい加減で、作業道もなかなか難しく、大体斜面ですので、斜面を荒らさないように作業道を付ける専門的な設計があるのですが、そういったような作業道を付けるに当たっても、そういったことをちゃんとわかっている業者でないと、せっかくお金かけて森林整備を行ったのに、逆にむしろ荒らして斜面が崩れてしまったり、土壌が流れてしまったりとか、そういったことも他県では見たことがございます。

ですので、広く新規、新しい業者さんに参加するのを促すというのも結構ですが、一方で、やはりそういった不慣れな事業者さんがたくさん、間に合わせるといことを私はちょっと心配しておりますので、そういった点もしっかりできる場所をお願いするといった点も十分気をつけていただきたいなと思います。

それから、もちろん安全確保ということも大事でして、森林のこういう作業は危険を伴うものです。特に台風被害を受けた森林を扱う場合は、非常に危険がありまして、特にぼっきり折れちゃった木はいいですけども、隣の木が倒れて、ぐっと曲がって倒れたような木を切る場合は、非常に難しく、切ったらその曲がった木がパーンと跳ね返って、それで作業員の方が亡くなるというような事故も、全国的には決して珍しくなく発生しております。

ですから、こういった事業を展開する中で、そういった痛ましい事故が発生するというのももちろん防がないといけませんので、そういった意味でもしっかりと作業のノウハウを持った事業者さんにやっていただくというそういった視点を十分に持っていただいて、幅広くいろんな事業者さんに参入いただくということも、なかなか難しいかもしれませんが、やっていただきたいと思っています。以上です。

(土屋委員長)

重要なところかと思いますが。事業実施に当たっては、やはり重要なところが、もう既に今年度の総括で出るような、例えば労働に関する安全性であるとか、広報はどうするのかというふうなところは、この事業を進めるに当たっては、どうしても避けて通れないというふうなことになると思います。事業を進めるに当たってのバランスはもちろん、十分、専門性も考慮しなければいけないということだと思いますので、事務局にはよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、時間も過ぎましたので、次の議事2の平成30年度事業分の評価対象箇所の検討について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

それでは、資料2について説明させていただきます。

資料2を御覧ください。一覧表に21カ所の評価対象箇所がございます。これは第1回の委員会で審議していただき、面積とか単価が高いという理由で評価対象として抽出したのですが、この中か

ら本日は地域的な偏りがないように、各農林事務所から1件ずつ、8カ所について、後ろについています個別事業評価調書を説明させていただきます。

まずは人工林再生整備事業の一般型について、13カ所ありますが、5カ所ほど説明させていただきます。質問はすべての調書についていただいても構いませんので、よろしくお願いします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。最初は、すみません、めくっていただいて25ページまでめくっていただきまして、No.5の調書です。所在地は伊豆の国市浮橋で、整備者は川村林業株式会社です。1事業概要の欄を御覧ください。施工面積は5.32ha、補助金額は698万9,000円です。一段下がりまして、樹種はヒノキの25から54年生で、権利者は1人でございます。作業別事業量につきましては、強度の間伐である環境伐が5.32ha、木製構造物が608m、作業道が927m、調査計画が5.32ha、その他としまして管理用看板を1基設置してございます。

事業の必要性ですけれども、本整備地は、公共性が高いにもかかわらず、傾斜がおおむね35度以上と急なことから、所有者による整備が困難な森林でありました。このため、これまで適切な整備が行われず、下層植生が消滅する恐れがあったことから、森の力の低下が危惧される状況でした。40%の間伐を行ったところになります。

次、採択要件でございます。採択要件については、(1)として整備者、権利者の適格性と、(2)として対象地の適格性について確認しております。そのうち(2)の対象地の適格性については、公益性が高く、所有者による整備が困難な箇所、さらに緊急に整備が必要な荒廃森林が事業の対象になりますので、公益性、困難性、緊急性の3つの視点について、確認手段①から④によりまして、書類と現地調査により適格性があることを確認しております。

4番、事業内容の評価に当たり、整備から11カ月経過した9月に現地調査を実施しております。間伐の効果として、地表に十分な光が当たっていること、及び長雨等ありましたけれども、簡易作業路の状況に問題がないこと、機能が維持されていることを確認いたしました。

その他特記事項につきましては、作業車道周辺の伐採木を簡易木製構造物として林内利用するほか、木材市場に搬出しました。木材利用の全体は34%です。これは、本整備地は地形上、作業車道の開設ができたことから、結果としまして整備地の外へ搬出ができたということになります。

次の26ページを御覧ください。こちらが各整備箇所の実績総括表でございますが、真ん中の事業区分のあたりの下ですけれども、伐採という欄がございます。伐採手法は群状伐採で、伐採率はおおむね40%で実施しております。

次の27ページは経費の明細です。作業種ごとの経費を算出しております。例えば一番上ですけれども、資材費は燃料や消耗資機材、労務費は労務賃金等、機械器具損料は機械器具、車両などの損料です。管理費及び事務費は、事業の実施に必要な管理及び付随的業務等にかかる光熱費、労務管理費、保険料、事務用品などがございます。それぞれの作業種ごとに実績を整理したものです。

本整備地において経費を確認しますと、簡易作業路、上から3つ目ですけれども、ここで902m、幅3mほどの作業路を開設しておりますが、その経費に約280万を要しております、全体事業費において39%を占めております。その結果、ヘクター当たりの単価が高くなり、評価対象になったものでございます。しかしながら、森の力再生事業においては、簡易作業路は作業の安全性、効率性を確保するために設置するものとしておりまして、実施要領において事業費の全体額の40%以内と定められておりますので、この箇所はその範囲内となっております。

1枚めくっていただきまして28ページ、位置図で、整備地は上の赤い印の場所です。下の図の赤く囲っている2カ所です。

29 ページの方は位置図の2で、詳細の図面でございます。大きく2カ所に分かれている範囲について、それぞれ整備した範囲を示しております。上の図は約4.5haの範囲を示したものですけれども、緑色が簡易作業路の位置で、赤色の線が簡易木製構造物の設置箇所を示しております。下の図は作業路がないんですけれども、赤色が木製構造物の位置を図示したものです。

1枚めくっていただいて30ページが整備状況の写真でございます。一番上の写真を見ていただくと、左側が整備前、樹種はヒノキで、立木密度はヘクター当たり2,100本ほど、胸高直径、太さですけれども、20cmぐらいです。伐採率40%で伐採した後が右側の写真になります。明るくなった様子が見えるかなと思います。左側の整備前は暗く、下層植生が消滅する恐れがありましたけれども、右側の整備後は明るく、地表に光が届いております。中段は、本年9月、10月の林内の状況です。林内に光が当たり、一部では下層植生の発生も進んでおります。一番下の右下が作業道の状況になります。

以上から、総合的評価としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できるとしております。

続きまして37ページです。No.7、一般型、中部農林事務所の静岡市葵区渡字除戸でございます。整備者は静岡市森林組合です。施工面積は29.74ha、補助金額は2,429万7,000円です。作業別の事業量は、環境伐が29.74ha、木製構造物が254m、歩道が3,203mです。調査計画は29.74ha、その他としまして、労務者運搬と管理用看板が2基でございます。

そのうち、本整備箇所の特徴でございます労務者運搬について、2枚めくっていただきまして41ページの写真を見ていただくと、中段の左側の写真ですけれども、作業員の方が乗用モノラックを使用している様子があると思います。これを使うことで、徒歩で2時間かかる現地まで行く行程を30分ぐらいに短縮できるということで、モノラックの方を設置したものです。

戻っていただきまして37ページで事業の必要性を説明させていただきます。事業の必要性ですけれども、本整備地は、公益性が高いにもかかわらず、最も近接する車道から1km以上も離れており、かつ傾斜が35度以上と急なことから、所有者による整備が困難な森林でありました。このため、適切な整備が行われず、下層植生が消滅していたことから、作業者の通勤のための乗用モノレールを設置しまして、間伐を実施しておるところです。

採択要件については、採択要件(1)整備者、権利者の適格性、(2)対象地の適格性について書面及び現地にて確認しました。

4、事業内容の評価のため、9月9日に職員が現地で確認した結果は、後で写真にて御説明します。

次の38ページを御覧ください。総括表でございます。表中段の事業区分の下、伐採手法ですけれども、群状及び単木、合わせて40~45%で伐採をしております。

次の39ページは経費の明細でございます。先ほど説明しましたその他知事が認める作業として実施しました労務者運搬経費は最下段に記載されておりますが、モノラックのリースや運転にかかる経費などの合計は約235万円余りで、その金額は総事業費の計算上は9.3%程度であります。

次の40ページは位置図でございます。上の図の赤い箇所が整備箇所でございます。下の図を見ていただきまして、黄色の丸のBという箇所からEという箇所があるんですけれども、「H30年度整備地」という緑色の箇所まで伸びる青色の二重線の場所がモノラックの設置位置になります。延長が924mで、この長さの部分でモノラックで30分かけて運転するという形になります。図面には平成元年度に整備した範囲は赤色で示されております。真ん中ぐらいと右下の方の2カ所に分かれております。合わせて29.74haです。参考までに令和2年度、本年度もピンク色の範囲の箇所を整備しており

まして、平成30年度から3カ年かけて、このモノレールを活用しながら整備を進めていっているというそんな計画でございます。

写真の方ですけれども、41ページを御覧ください。整備箇所の写真です。一番上の写真を見ていただきまして、左側が整備前です。樹種はヒノキでございます。立木密度は2,300本程度です。胸高直径、太さですけれども、25cm程度、勾配はかなり急でございます、41.7度あります。伐採率40%で伐採した状態が右側の写真です。一番下の写真は、今年度の9月の現地の状況でございます、林内に光が差し込んでおります。総合的評価としましては、事業の目的に合致しまして、森の力の回復が期待できるとなっております。

次に49ページです。一般型で志太榛原農林事務所管内の現場でございます。島田市川根町抜里でございます、整備者は森林組合おおいがわが整備しております。施工面積は25.47ha、補助金額は1,643万3,000円です。作業別の事業量につきましては、環境伐が25.47ha、木製構造物が100m、歩道が2,000mなどがございます。

事業の必要性については、2番ですけれども、傾斜が概ね35度以上と急なことから、所有者による整備が困難で、下層植生が消失している状況にありました。

3の採択要件については、書類と現地調査にて確認しております。

4番、事業内容の評価のため、本年8月27日に現地調査をしております。地面に十分光が当たっていること、また作業歩道は機能が維持されていることを確認しています。

その他特記事項につきましては、地形が急峻で車道の設置ができなかったことによりまして、林地外の搬出ができなかったため、現場内での利用をすることになっています。後ほど、この現場内利用については写真の方で御確認いただきたいと思います。

次のページを御覧ください。総括表ですけれども、伐採の手法は群状と単木を合わせて40%の間伐をしております。

53ページの位置図でございますが、上の箇所が整備範囲でございます、赤で囲んでおります。下の図が詳細の図面で、赤色と黄色で示させていただいている範囲が今回の整備地になります。合わせて25.47haの範囲です。青色の線が、尾根に走っている林道家山線から分かれまして、東向きの斜面を下っているような形で、作業道の設置の線になっております。

54ページ、写真の方を御覧ください。整備写真は、上段が整備前後の写真です。左側は整備前、樹種はスギとヒノキ、立木密度は2,100本で、胸高直径、太さは20cm程度の平均でございます。この写真の場所の勾配は31度の場所です。伐採率40%で伐採した状態が右側の写真のとおりです。中段は8月27日に現地調査をしました状況です。伐採した木材は、下段のように、一番下ですけれども、段組の簡易構造物として活用されるほか、等高線に平行に設置固定されまして、斜面に落下や流出しないように、安定した状態になっている様子が確認できます。写真の角度の関係から、よく伐採木を処理した様子が見えるのかなと思っています。

また、地表には十分光が当たっておりまして、総合評価としましては、事業目的に合致して、森の力の回復が期待できるとなっております。

次に61ページ、No.11を御覧ください。掛川市倉真地区で、田旗造園建設株式会社が整備いたしました。施工面積は34haで、補助金額は1,961万3,000円です。作業別事業量は、環境伐が34ha、木製構造物が502m、作業道の設置が201mと、歩道の設置が525mなどがございます。

事業の必要性は2番、下にありますが、傾斜が35度以上と急なことから、所有者による整備が困難で、下層植生が消滅している状況でした。

3、採択要件については、書類と現地調査にて確認しております。

4、事業内容の評価については、8月14日に現地調査を行っておりまして、その結果、整備箇所
の地表に十分な光が当たり、一部では既に下層植生の発生が見られました。また、長雨がありましたが、簡易木製構造物は機能し、土砂の流出等は確認されませんでした。

その他特記事項としましては、木材の利用として、搬出60m³、林内利用が22m³、合わせて82m³
の木材を利用しております。

62 ページ、伐採の手法は群状及び単木、合わせて40%でございます。

64 ページが位置図でございまして、わかりにくいかもしれませんが、図の上の方に新東名が走っ
ておりまして、掛川パーキングのあたりになる位置関係でございます。

65 ページ、位置図2は、図の緑色に塗った箇所が整備の範囲で、面積は合計で34 haでございます。

次に67 ページを御覧ください。整備写真です。一番上の左右が環境伐の整備前後でございまして、
樹種はスギ、ヒノキ、立木密度は約2,100本、胸高直径は24 cm程度です。勾配は写真の場所ではわ
かりにくいですが、38度もある箇所でございます。伐採率は40%の伐採をしまして、整備後の状況
が右側の写真のとおりです。中段は作業車道と管理用看板設置です。一番下の2枚が8月14日の整
備地の調査状況の確認です。

総合的評価としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できるとなっております。

人工林再生で最後です。最後に69 ページ、西部農林事務所の現場でございます。No.12です。浜
松市天竜区春野町石切の現場で、春野森林組合が整備しております。施工面積が大きくて60.54 haで
す。補助金額は4,774万7,000円、作業別の事業量は、環境伐が60.54 ha、歩道は5,922m、調査計
画、管理用看板1基です。

事業の必要性ですけれども、傾斜が36度以上と急なことから、所有者による整備が困難で、適切
な整備が行われず、下層植生が消滅している状態にありました。

3の採択要件については、書類と現地調査にて確認しております。

4、事業内容の評価ですが、8月24日に現地調査をしておりますが、地面に十分な光が当たり、
一部では下層植生の発生が見られました。

70 ページを御覧いただくと、伐採の手法は群状・単木・列状伐採で、おおむね45%の伐採率でし
ております。

73 ページを御覧ください。位置図2ですけれども、上段の図の丸の箇所が整備箇所です。詳細図
は下段の図でございまして、赤で囲まれた、ピンク色に見えますけれども、赤で囲まれた全体で60.54
haが伐採の整備範囲になります。青色のギザギザしている線がありますけれども、これは5,922mの
歩道の線になっております。

74 ページ、次のページですが、写真を見ていただくと、上段の2枚が環境伐の整備前後になりま
す。樹種はスギ、勾配はこの場所で34度でございまして、密度はヘクタール当たり2,400本でござ
います。太さの平均直径は19 cmぐらいで、整備後の写真の方、右側の方ですけれども、群状の大き
さとかを測っている写真で、大きさと8×7m、伐採率が45%で整備した場所です。最下段の2枚
は8月24日に現地調査をしたときの写真になります。

総合的評価としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できるとしてあります。

人工林再整備事業一般型の説明は以上です。今説明させていただきました5カ所と合わせましてそ
のほかの箇所についても御質問等がありましたらお願いいたします。以上であります。

(土屋委員長)

資料に基づいて説明をされましたが、いかがですか、何か質問ございますでしょうか。そのほかについても資料にあるところで、何かお気づきの点等あれば、いかがですか。

(倉田委員)

今御説明いただいた資料の、各資料の下から2段目の5というところに「その他特記事項」ということで、(波及効果等)ということが書いてあるんですけども、その中で、今御説明いただいた中にあったかどうかわからないですけど、その伐採した材料をどこかへ出したということが書かれている箇所があるんですけど、それについては売買されたのか、それとも、ただ出ただけなのかというとおかしいんですけど、というのは、この経費の明細の方に、もしそれを売買されたのであれば、当然その売ったものの費用が計上されていなくてははいけないんですけど、ぱっと見たところ、それが見当たらないのと、それか、もしそのまま材料として普通に流用してくださいよという感じで、好意でというか、使ってくださいという感じでただというか、そのできる範囲の中で出されているのか、その辺が不明だったので教えてください。

それと、あとこの波及効果等について、非常にいいことがいろいろ書かれているので、こういうのはよく私たち仕事柄、お客様のレビューみたいな感じで、実際にやっていただいた方の声というのは非常に大きいので、こういったところをピックアップしたような何か資料なり、ホームページなりに掲載みたいなものを、先ほどこれからいろいろな事業をやっていく中で、この事業のPRをするには非常に大きな項目だなと思いましたので、先ほどの質問と、今の2個目のについてお聞きしたいと思います。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

伐採木については、基本的には事業の範囲内は運び出す手前のところまでが事業の実施でして、市場とかに搬出する経費については、この事業とは離れたところでやっていただいているという、そういう経費でございます。ですので、伐採した経費についても、搬出経費とかかかるんですけども、そういったものも森の力再生事業でやっているものとはちょっと離れたところで、現場内で利用しているもの以外で、作業道とかがあれば、外に出せるというところはあるんですけども、そういったところを所有者さんと、あと整備をする方がお話をしまして、実際出せるところは出して、活用していただく。現場内で十分土砂の流出を防止するために使いながら、それ以外のところで有効活用ということで、木材の利用も進めていくんですけども、事業としては搬出するところの経費は対象外として整理しまして、そこで仕分けをしているような状態です。

ただ、先ほどお話にありましたお客様のレビューのようなことで、事業の波及効果を取りまとめたものをまた御意見いただきましたので、そういったところも検討していきたいなと思っております。

売り上げの処理については、整備者と所有者の中で整理をしまして、搬出に係った経費を除いた分が所有者の方に還元されるというようなそんな形になっていると思います。

(倉田委員)

そうすると、その山から出て売却した場合の費用というのは、これには計上されずに、その所有者さんの方へ戻されるというか、お渡しされるのですか。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)
個人の資産として。

(倉田委員)
わかりました。

(土屋委員長)
そのほか何かございますか。

(五味委員)
ほかの話題にいてもいいでしょうか。

(土屋委員長)
どうぞ。

(五味委員)
すみません。37ページの静岡市の渡字除戸の現場ですが、モノラックを付けられたということで、お写真も出ていまして、これ乗っている方は作業員の方なのかな、それとも県の方なのかな、こういう人が実際にやっているところのお写真もあると広報をするときに、皆さんがこうやって働いていますというお写真を載せるといいと思ってしていました。
それからもう1つ、そのモノラックというものについて詳しくないのですが、多分電気で動くのですか、それとも何か機械仕掛けで。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)
エンジンで。茶畑とかによくお茶を運ぶところで、ああいったものです。

(五味委員)
そうですね、いつもは茶畑だとお茶が運ばれるけど、ここは人間が乗れるようにつくったということですよ、そうすると多分鉄とかでできているわけですか。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)
レールを設置しまして、その上に台車が載って、台車の先っぽの方の赤いところがエンジンなんです、エンジンで台車を引っ張っています。

(五味委員)
錆びる可能性が、金属でつくられているというもので、私それこそ昔どこかのミカン山で見たことがあるのですけれども、そのときにモノラックがすごく錆びて、もう本当に逆に危ない状態になっているのを見たことがあります。これはまだ今回つくられたばかりで新品だから安心なんですけれども、将来的にそういうものがだんだん壊れる可能性もあって、その保守というか、そういうものもこの

地区の方のお仕事になってくると思って見ておりました。

それで、ここで 37 ページの一番下のところに、「整備者、権利者が定期的に行う巡回」と書いてあるのですが、それは何年規模のことかわかりませんが、巡回に行くにしても、このすごく斜度の高い広い、入るのが大変な場所で、多分モノラックが使われて巡回に行くわけでしょうから、そうするとそのモノラックの整備も含めて、いろいろこれからも大変なんだろうと思って聞いておりました。何か感想みたいなものばかりですけれども、そういう意味ではなくて、こういうものをつくられると、その機械関係の保守もこれから入ってくるので、その予算とかはどうなっているのかとか、いろいろ考えていたということです。

それから、主にこれは針広混交林化を推進すべきということで、現在は「シダやクマザサが優先して発生しているが、一部広葉樹の発生も確認できた」とありますが、多分シダやクマザサがばあっと先に来て、なかなか広葉樹が育つのはゆっくりということも考えられますけれども、そのシダやクマザサの例えばある程度の伐採とかする必要あるのかとか、すごくたくさんのお仕事が発生するだろうなと思っていましたので、こういうところは静岡市森林組合さんが入っているわけですから、長い年月でやっていただけたらと思いますけれども、県としてもちょっと見ていく姿勢というのが必要になるのではないかと感じておりました。ありがとうございます。以上でございます。

(土屋委員長)

加えてというか、何かそれに関して具体的にどうかというふうなところじゃないと思うんですが、何か説明を加えていただけますか。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

10 年間の管理協定というのを結ばせていただいています、定期的に巡回等をお願いします。例えば台風が来た後とか、そういったところの観点で見に行っていただくのかなと思っております。

モノラックについては、たしかリースと聞いているものですから、ずっとそこにあるかどうかはちょっとわからないですけれども、設置している間はそれを使いながら山に行くことができますし、リースなので、この整備が終わった段階で取ってしまうかもしれないです。

(土屋委員長)

ほかには。この資料の後半は竹林ですが、何か。1カ所ぐらい竹林の方を説明していただいた方が。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

人工林の次に災害対応型と竹林があります。

(土屋委員長)

それでは、引き続きの説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

続きまして、災害対応型 1 件と竹林・広葉樹型 2 件、急ぎ足になってしまいますが、お願いします。

75 ページです。整備箇所は富士宮市上井出で、富士森林組合が整備しました。施工面積は 26.38 ha で、補助金額は 1,716 万です。作業別の事業量は、集団で発生しました倒木を伐採処理します倒木

等処理が 26.38 ha と、調査計画が 26.38 ha です。

事業の必要性を御覧ください。本整備地は平成 22 年に 67.55 ha の範囲を環境伐として整備した箇所なんですけれども、平成 30 年 9 月、大きな台風が来まして、台風 24 号なんですけれども、それにより集団的な倒木が発生しましたので、その 26.38 ha の範囲の被害木の伐採と整備を実施したものです。

また、5 のその他特記事項の欄を御覧いただきますと、この整備地は平成 25 年 10 月、台風 26 号でも被害率で 10% から 30% の倒木被害を受けております。その範囲は 5.34 ha、ちょっと小規模なんですけれども、被害を受けております。その整備の方は平成 26 年度に実施しまして、今回平成 30 年度の台風で再度被害を受けた形になります。今回の被害率はおおむね 20% でございます。

3 の採択要件ですけれども、書類及び現地調査にて確認しております。

4、事業内容の評価については、8 月 17 日に現地調査を行っております。風倒木を処理しました場所で、下層植生の繁茂が見られるようになり、7 月に長雨がありましたが、下流に土砂の流出や新たな倒木の発生はありませんでした。

78 ページを御覧ください。位置図 1 の赤丸の箇所が富士宮市上井出という箇所です。富士山の南西側に当たる箇所で、平成 30 年度の台風 24 号の強風を受けまして、この場所周辺では倒木の発生が見られている箇所になります。

80 ページを御覧ください。左側の上段と中段の 2 枚が整備箇所です。被害率 20% 程度で倒木が発生している様子がわかると思います。上段が整備前、下段は 8 月 17 日の状況で、不安定であったり、斜めであったり、倒れていた倒木が処理されているのがわかります。

総合的評価としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

続きまして、竹林・広葉樹等整備のうち、賀茂農林が実施した 93 ページの No. 16 を御覧ください。こちらは広葉樹の整備の箇所でございます。西伊豆町の宇久須で株式会社いなずさ林業が整備しております。施工面積は 1.76 ha、補助金額は 438 万 2,000 円です。樹種はスダジイを中心とした広葉樹と、一部にスギとヒノキがあったというそんな森林です。

作業別の事業量は、スギ・ヒノキの区画が 0.63 ha に環境伐を、広葉樹の範囲 1.13 ha に整理伐を実施しました。木製構造物は 131m、歩道の設置は 578m です。

事業の必要性のところを御覧ください。傾斜がおおむね 36 度と急なことから、所有者による整備が困難で、適切な整備が行われず、常緑広葉樹であるスダジイが密生し、周囲に住宅とかお墓があるんですけれども、倒木の被害が発生する恐れもあることから、適正な立木密度への誘導のための整理伐と、あわせて近接するスギ・ヒノキの人工林においても環境伐として間伐を実施しております。

3、採択要件については、書類と現地にて確認しておりますが、竹林と広葉樹については公共性を有していることが採択の条件になっています。この整備地は、一番下の方に書いてありますけれども、2 級河川である宇久須川が位置しまして、その条件を満たしています。

97 ページ、位置図 2 を御覧ください。法雲寺というお寺が近くにありますが、その北側に位置しまして、近くに宇久須川という河川が流れていることがわかります。また、位置図 2 の下は詳細の図面で、整備範囲のうち、緑色の範囲がスギ・ヒノキの人工林、水色の範囲が広葉樹の整備範囲になります。

98 ページを御覧ください。整備写真です。上段が広葉樹の範囲の整備状況です。樹種はスダジイとかヒサカキなどの常緑広葉樹で、密度も ha 当たり 4,000 本ぐらいで、左側が整備前で右側が伐採後の状況になります。中段は人工林の範囲の写真で、樹種はヒノキです。勾配は 36 度程度と急な斜面

になります。整備前は下層植生が見られない状況であります。伐採後は明るくなっております。

総合的評価としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

最後までございますが、125 ページ、No. 21 の場所を御覧ください。湖西市大知波で、株式会社朝倉工務店、地元の工務店なんですけれども、が整備しております。整備面積が 0.58 ha、補助金額は 445 万円 9,000 円です。竹林・広葉樹林等整備において最も単価が高く、評価対象になっております。

作業種は樹種転換を図るための竹を伐採する整理伐と、調査計画が 0.58 ha、その他として看板設置と危険木の除去を実施しました。

整備箇所の位置図を確認していただきたいので、128 ページの位置図を御覧ください。整備箇所は湖西市の大知波というところで、浜名湖に面した箇所になります。また、湖西市立知波田小学校の北側に位置しまして、小学校の通学路にも面した地域です。これまでに小学校の敷地や通学路に竹などが倒れたりすることが問題になっているとともに、竹が密生し、下層植生がほとんどない状況であったことから、広葉樹の樹種転換を図るよう、竹の皆伐をしております。

次に 130 ページの整備写真を御覧ください。上段の写真が整備状況前後で、上段左側が竹に覆われて校舎が見えない状況でありましたけれども、右側のように、整備後は校舎が直接見えるような状況になりました。

また、左側中段は、その他知事が認める作業として実施しました危険木の除去です。通学路側に傾いている広葉樹を伐採している状況で、安全に作業するため、クレーン車と高所作業車を使用しての作業を実施しております。この作業にかかる機械経費に 45 万ほどを要しております。

125 ページに戻りまして、3、採択要件です。採択要件については、書類と現地調査にて確認しております。整備者である朝倉工務店は、今回の整備から新規参入しました地元業者でございます。その他知事が認める団体としての要件を確認しております。

続いて特記事項の 5、その他特記事項について御説明します。1 つ目は、整備後、4 月 28 日、中日新聞湖西版に掲載されまして、地域の皆様に森の力再生事業で整備したということを周知することができました。また、整備内容を、やっている最中なんですけれども、小学校の校長先生がブログ等で、校舎が風通しがよくなって明るくなったよというようなことを情報発信を数回にわたって実施いただいていたりもいたします。

最後に、総合的評価については、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

以上で、竹林整備と災害型の説明、3 点を終わります。

(土屋委員長)

それでは、先ほどの 3 点について何か、それ以外でも構いませんので、御質問、御意見ございますでしょうか。

(木村委員)

木村です。今までも作業中にこれが付けられていたのかもしれないのですけれども、PR 用横断幕というのを初めて見たような気がしたので、今 98 ページ、124 ページに作業中の横断幕というので、これを PR で付けられていると思うのですけれども、全部が全部、一般的に見られる位置での作業ではないと思うんですけれども、こういうものがあると、特に先ほど小学校の近くでとかなった場合に、実際に作業しているものとイコールでこれが県民税でやられているものというのが目に見えてわか

りやすいものってなかなか立ち会うことがないので、こういうのがあると、のぼり旗とか、横断幕というのは、意外と効果的なので、どんどん県民税を使っているよというアピールにもなるので、やってほしいと思いました。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

ありがとうございます。横断幕につきましては、農林事務所に用意しているものですから、整備が人目につきやすい場所のときには、そういったものを使いながらPRをしたりとか、あとは前の方にありますのぼり、そういったものを整備する場所に立てまして、県民税を使って事業をしていることをPRさせてもらっております。また、そういった場所がありましたら、積極的にそうしたPRをしていきたいなと思っています。

(土屋委員長)

よろしくお願ひしたいと思います。ほかには何かございますか。

(波多野委員)

手を入れた後は、所有者さんの責任というか、利用方法は所有者さん任せということですがけれども、何か遊歩道にするとか、私たち県民が親しみやすいような使われ方をしてほしいと感じます。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

今回タウンミーティングとかをやったときの発言の中にあっただんですが、この事業でつくった歩道をハイキングをするような、まち場からハイキングをするような方が自然に入ってきて、明るくなった山のところの様子を見ていただいたりしているらしいです。最初は所有者さんの方も、何かちょっとそういったことを気にしている部分もあっただんですがけれども、整備をしてよくなった山を見てもらえるということもうれしく思っているよというふうな発言もありましたので、そういった活動、そういった使い方という部分もあるのかなと聞いておりました。

(波多野委員)

よろしくお願ひします。

(土屋委員長)

それでは、ほかには。それではよろしいでしょうか。議事3の方に移りたいと思います。森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

資料3を御覧ください。本年度、先ほど志村部長の方からも説明がありましたけれども、森の力再生事業第2期10年計画の5年目を迎えております。財源となるもりづくり県民税の今後の対応を検討する時期を迎えたことから、県民の皆様や市町長、経済団体の皆様に意見を伺ってまいりました。その意見をまとめたものがこのペーパーでございます。

時間がありませんので、2の県民意見の概要というところを御覧ください。具体的なアンケートとしまして、タウンミーティングを県内24の会場で実施しまして、そこで実施したアンケートと、県

民アンケートとしまして5,500人、有権者18歳以上の方に無作為抽出でお送りさせてもらったアンケート、あと県政インターネットモニターということで、登録されている方609人に対してアンケートをさせてもらっています。あわせて市町長とか経済団体への意見聴取なんかも実施しまして、おおむね9割の方が事業に賛成、税負担については、一番右側の場所ですけれども、「うち負担感あり」というのは、負担感はあるけど理解できるよという意見でございまして、そういったものをあわせて「理解できる」というところで、概ね9割ぐらいの方が理解を示していただきました。

また、市町長への意見については、「評価できる」というところが82.9とありますが、これについては否定的な意見ではございませんで、もう少しこういったことに使ってほしいとかというような、そういった内容の御発言があって、「評価する」という直接的な発言をいただけなかったというそういったものでございます。「継続すべき」というところは100%となるような感じで御意見をいただいておりますので、単純に否定的な意見はなかった、「評価できる」という直接的な言葉をいただけなかったという82.9%という数字でございます。

経済団体を回らせていただいた中では、3団体ほどから、コロナのこの状況下で負担感があるなどというようなそんな発言もありましたけれども、継続についての理解は示していただいているところです。

タウンミーティングでの主な意見は4項目ほどありますけれども、下の2つほどを御紹介しますが、もりづくり県民税と森林環境譲与税の使途と役割分担について、一般県民に伝わるように、さらに平易でわかりやすい説明を工夫してほしいというような御意見と、事業と税の県民理解を一層図るべきというような御意見をいただいております。PRには今後も頑張っていきたいなと思っています。

最後ですけれども、森の力再生事業は、9月県議会で継続の表明をしております、もりづくり県民税の延長につきましては、課税期間を延長する改正案を12月の県議会に提出する予定になっております。以上でございます。

(土屋委員長)

議事3について、何か御意見、御質問は。

(五味委員)

私も自分の事業でよくアンケートをとるのですけれども、そういうときの集計の仕方って、属性も入れるのですね。タウンミーティングにどういう方が参加しているとか、あるいは県民アンケートや県政インターネットモニター、無作為とおっしゃいましたけれども、実際無作為に選んでみたら、どれぐらいの年代の、どういう属性の方が入っていたかというのは、多分アンケートの本体を見ればわかると思うのですけれども、ここに出していただくときも、その属性を全部書く必要はないですが、例えば主な意見というところには、括弧、何歳代のどういう人とか、そういうのがあった方が、アンケート分析に使えるのかなと思います。

アンケートを分析することというのは、その後の広報の主体をどこに向けるかということにもすごく有効だと思うのですね。私の事業の場合は、例えば若い方の意見がちょっと否定的だなというときには、若い方向きの広報とか、あるいは企画とかを考えると、そういうふうアンケートを生かしています。やっぱりアンケートの生かし方として、ただこういう委員会に発表していただくだけではないと思いますので、多分考えていらっしゃると思いますけれども、広報の相手とか、あるいは声かけの相手を考える意味でも非常に役に立つので、そういう属性は大変大切なものだと思います。

以上です。

(浅井 森林計画課長)

御指摘ありがとうございます。今確かにアンケートの属性、年代別とか地域別、それから職業、そういったものでアンケートの方は取っておりまして、そういったデータの方も私どもの方にありますので、これから確かに広報をしっかりと積極的にやってほしいという御意見も今ありましたので、むやみやたらにやるということではなくて、ターゲットを絞ってということも必要だと思いますので、アンケート結果については、もう一度そういった属性面を見た中で、今後の広報の進め方も考えていきたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

(土屋委員長)

それでは、そのほか。

(恒友委員)

同じくアンケートのことなんですけれども、このアンケート結果が、概ね9割が事業継続に賛成ということで、非常に評価が高いということは言えると思うんですが、ただこれよく見ると、意識の高い方が回答していて、意識が低い方は回答してないに見えるんですね。ですので、先ほど御指摘ありましたけれども、その属性ですよ。例えば、この県民アンケートで半分の方が回答してないんですね。回答してない無意識な人はだれなのかということも、しっかりと把握した上で今後の広報に生かすということは必要ではないのかということなんです。

それと、この3番のもりづくり県民税ですね、意識からすると問題ないのですけれども、やっぱり例えば個人は400円税金取りますと、しっかりと説明することも必要なのかと。たかが400円、されど400円で、この400円がどれだけ集まって、どういうふうに生かすのかということもしっかり説明した上で納得してもらおうということが必要だと思います。以上です。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

ありがとうございます。9割の方が賛成とか御理解をいただいたという反面は、1割ぐらいの方がそういった意見ではなかったということにもなると思います。私どもこれからもそういった部分でさらなる理解促進に努めながらやっていきたいなと思っています。

(土屋委員長)

ほかに何か御質問ございますか。

(豊田委員)

これは御意見とか意識のアンケートなので、ないのかもしれないんですが、今も御指摘がありました県民向けの部分、やはり回答者数が半数ということにも関連すると思うのですが、そのアンケート項目の中で、特に県民向けですね、個人向けのアンケートの中で、「もりづくり県民税を御存じですか」という項目はありますか。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

それについては、一昨年前に県政世論調査の中で調査をさせていただいておまして、おおむね30%ぐらいだったかと思えますけれども、知っているよと、そんな値で、今回の方はその調査をしていないんですけれども、昨年度の調査の中でそういった値でございました。

確かに、今回回収率は48.9%で半分ぐらいなんですけれども、参考までに5年前にやったときは、もうちょっと低くて35%ぐらいで、22年にやったときも30%ぐらいで、今回比較的回収率はよかった、皆さんより意識が高くなったのかなというふうに思われる状態です。

あわせて、アンケートをするときには、県民税が400円ですよ、でまたもりづくり県民税と森林環境譲与税という新しい税金を使って、森林整備を県と市町は役割分担をしながら進めていますよといったことも説明用として資料を入れさせてもらった上で、この質問をさせていただいていることは参考に申し上げます。

(豊田委員)

よくわかりました。ありがとうございます。いまだに御存じない方が身の回りに結構いるものですか、伺ってみました。ありがとうございました。

(土屋委員長)

それでは、よろしいでしょうか。今日の委員会も公開ですが、このアンケートに対してはどこかで公表をするのか、いわゆる公開なのか。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

アンケートについては、県のホームページで調査結果を公表しています。細かい御意見そのものを1つずつではないんですけれども、集計の結果については、タウンミーティングでやったものとあわせて、公表の方をさせてもらっております。

(土屋委員長)

わかりました。それでは、一応議事についてはよろしいでしょうか。全体を通して今までのところで何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(波多野委員)

すみません、全然違うのですが、クマの被害がいろんなところでたくさん出ているようなんですけれど、静岡県ではあまり聞いたことがない気がするんですが、広葉樹林帯というものか、そういうものがないのか、どんなほかに関係性があるのかということがちょっと知りたいと思って。もし人里まで出てきたら、私たちがいろんなことをするに当たって恐いので、お伺いしたいと思います。

(浅井 森林計画課長)

クマの関係についてお答えします。今大分全国のテレビ報道でも、人に対する危害というふうに出ていますが、本県では今のところ出てございません。テレビなんかだと、ドングリがことしは余りならないからだというような報道もされているようですが、今御指摘のあった話ですけれども、本県の森林、国有林を除くと40万haありますけれども、そのうちスギやヒノキの針葉樹と言われる

のが 25 万haくらいで、クヌギなど、ドングリができる広葉樹が 15 万haということで、2.5 対 1 くらいの割合で、3 割くらいはいわゆる広葉樹というものがあります。

問題はそういったものが、クマが人里に出てくるということが問題だということなんですけれども、この間の報道にもありましたけれども、地域によっては里山集落と、それから裏山というか、そこがヤブ化することによって、そういったものが出てきやすくなったり、あとはまた果物なんか、柿なんかもそのままになっていると出てくるということで、そういったところをきれいにするという努力というのは、一定程度やっぱり必要になってくるのかなとは思っております。よろしいでしょうか、そんなことで。

(波多野委員)

ありがとうございます。

(土屋委員長)

あとそのほか何か、よろしいですか。それでは、次回の第 3 回評価委員会に向けての提言作成を事務局にお願いしたいと思います。本日の議事はこれで終了したいと思います。議事の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

(齋藤 経済産業部管理局産業政策課長)

委員の皆様、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

それでは、その他として 11 月 11 日に実施予定の現地調査につきまして、事務局から説明いたします。

(加藤 政策管理局産業政策課産業政策班主査)

その他といたしまして、令和 2 年度静岡県森の力再生事業評価委員会の現地調査について説明いたします。右肩に「参考資料 1」とある資料を御準備ください。

本年度の現地調査ですが、来月 11 月 11 日水曜日に開催いたします。本年度はコロナウィルス感染症の感染拡大に配慮いたしまして、例年 1 日かけて実施した調査ですが、こちらを短縮し半日、午後だけで実施することといたしました。このため、集合時間は 12 時 30 分に県庁を予定しております。皆様、御昼食をお済ませになってから御集合いただけたらと思います。県庁に集合いたしましてバスで移動、現地調査の後、午後 3 時ごろに県庁に戻ってきて解散するというような予定でしております。

調査箇所についてですが、富士市南松野で静岡県中部林産事業協同組合が昨年度人工林再整備事業一般型を 36.51 ha 実施した箇所となります。調査箇所の詳細につきましては、先ほど御説明に使わせていただきました資料の 2 番の 31 ページになります。No. 6 の箇所、こちらを調査させていただきますので、またこちらを御参考としていただけたらと思います。集合場所の詳細等、後ほど皆さんに御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上になります。

(齋藤 経済産業部管理局産業政策課長)

もう 1 件、事務局から報告をお願いします。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

森林計画課の方から2点ほど御紹介します。

1点目が、森の力再生事業のリーフレットと、それにあわせてチラシの方があつたんですけれども、そちらを御覧ください。

リーフレットの方を開いていただきまして、内側、一番右側なんですけれども、「深まる森と人の絆」というところがございまして、掛川市倉真地区の説明をしている部分があります。先ほどの評価対象にもありました掛川市倉真地区の現場は、ここにあります「時ノ寿クラブと地元の造園業者が連携し、所有者にかわり計画的に整備を進めました」とありますが、ここで言う地元の造園会社というのが先ほどの田旗造園株式会社でございます。

ここではNPOが整備をされた森で、森の幼稚園というような、そんな活動をしておりまして、緑色のワンペーパーで、ことし体験ツアーをやつたんですけれども、その裏面を見ていただきますと、竹林編と水源の森編という2つに分かれていまして、9月に実施しましたイベントなんですけど、水源の森編の方は、この時ノ寿の森というNPOのメンバー方が説明をするような、そんな内容で、森の力再生事業で実施した箇所を活用してのイベントを実施させていただいております。ちょっとこういう時期ですので、規模は小さくて、20名募集ぐらいのそんな規模で実施しております。これは親子連れで半々ぐらいの、こんな親子さんの参加でございました。

もう1枚、白黒の紙が1枚入つておりまして、委員の方からも昨年度から海と山のつながりとか、そういったところで考えたらどうだというようなお話もいただきましたが、今回南伊豆町の漁師の森ということで、地元のNPO団体伊豆未来塾さんが、海側ですつと海岸の清掃活動とかをしながら、そんな活動をしていたNPOさんが、今回山の方で植林活動をするよつという、そんなことを企画しております。そこに海と山のつながりというところを農林事務所の方も協力するような形で、イベントの方を開催していますので、そういった海と山のつながりという視点でのイベントも、少しずつですけども、これから進めていきたいなと思つております。

もう1点、きょう皆さんの発言の中からもありましたけども、森の力再生事業で予防伐採をしていくよつというようなそんな新聞報道が土曜日の記事に上がつております。森の力再生事業で人工林再生整備という、今カラーのペーパーをお配りしましたけれども、人工林再整備の災害対応型という事業で実施をする際に、倒木の恐れがある伐採木、電線に向かつて倒木の恐れがある伐採木を一緒にあわせて処理することを中部電力と共同でやりながらやっていくよつということでもあります。

めくつていただいて、写真がありますけれども、県道沿いの木の状態と、その中で木が倒れているものがあります。一番下に「整備イメージ」とありますけれども、森の力再生事業で台風24号で倒れた木を片付けながら、中部電力さんは電線の付近で、今回事業対象の外なんですけれども、一緒になつて整備をすることで、所有者との交渉が一体的にできているよつという形になつておりまして、整備をするのが森林組合さんですけども、一連の作業としてすることになりました。こういった森の力再生事業と電力事業者とかと協力しながら、予防伐採としての取り組みを今後も少しずつですけども、進めていけたらなと思つております。以上です。

(齋藤 経済産業部管理局産業政策課長)

以上で、予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。ほかに何かございましてでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第2回森の力再生事業評価委員会を終了します。本日はありがとうございました。

令和2年度 第2回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時：令和2年10月26日(月)
午前10時00分～午前11時30分
会場：静岡労政会館5階会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 第1回委員会時の指摘事項
- (2) 令和元年度事業分の評価対象箇所の検証
- (3) 森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果

4 その他

5 閉 会

配布資料

資料1	第1回静岡県森の力再生事業評価委員会の指摘事項
資料2	令和元年度事業 個別事業評価調書
資料3	森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果
参考1	令和2年度森の力再生事業評価委員会現地視察(案)

1 静岡県森の力再生事業評価委員会 委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	所属及び役職等	出欠
あさみ かよ 浅見 佳世	常葉大学大学院環境防災研究科准教授	
きむら みほ 木村 美穂	きむら工房代表	○
くらた あき 倉田 明紀	静岡県中小企業団体中央会	○
ごみ きょうこ 五味 響子	しずおか流域ネットワーク	○
こみなみ ようすけ 小南 陽亮	静岡大学教育学部教授	○
つちや さとし 土屋 智	静岡大学名誉教授	○
つねとも ひとし 恒友 仁	一般財団法人静岡経済研究所常務理事	○
とよだ よりこ 豊田 和子	一般社団法人静岡県法人会連合会	○
はたの はつえ 波多野 初枝	静岡県消費者団体連盟	○
はらだ けんいち 原田 健一	静岡県弁護士会	○

2 静岡県森の力再生事業評価委員会 県出席者

所属	職	氏名
経済産業部	農林水産担当部長	志村 信明
政策管理局 産業政策課	課長	齋藤 卓己
	産業政策班長	那須野 秀和
	産業政策班主査	加藤 文敏
森林・林業局	局長	藤田 祐司
森林計画課	課長	浅井 弘喜
	技監	深野 智恵子
	森の力再生班長	刑部 浩臣
	森の力再生班技師	西村 修平
農林技術研究所 森林・林業研究センター	技監	川合 正晃
農林事務所	農山村整備部長、技監他	

3 座席表

スクリーン

出入口

説明者席

記者席		土屋委員長	小南委員長代理	
	五味委員			波多野委員
	豊田委員			原田委員
	木村委員			倉田委員
	恒友委員			

	加藤 産業 政策課 主査	那須野 産業 政策課 班長	齋藤 産業 政策課 課長	志村 農林水 産担当 部長	藤田 森林・ 林業 局長	浅井 森林 計画 課長	深野 森林 計画課 技監	刑部 森林 計画課 班長	川合 研究セ ンター 技監
--	-----------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------

賀茂 農林	東部 農林	富士 農林	中部 農林	志太 榛原 農林	中遠 農林	西部 農林	西部 農林 天竜 農林局	西村 森林 計画課 技師	
----------	----------	----------	----------	----------------	----------	----------	-----------------------	-----------------------	--

出入口

傍聴席 10

令和 2 年 10 月 26 日

第 1 回静岡県森の力再生事業評価委員会の指摘事項

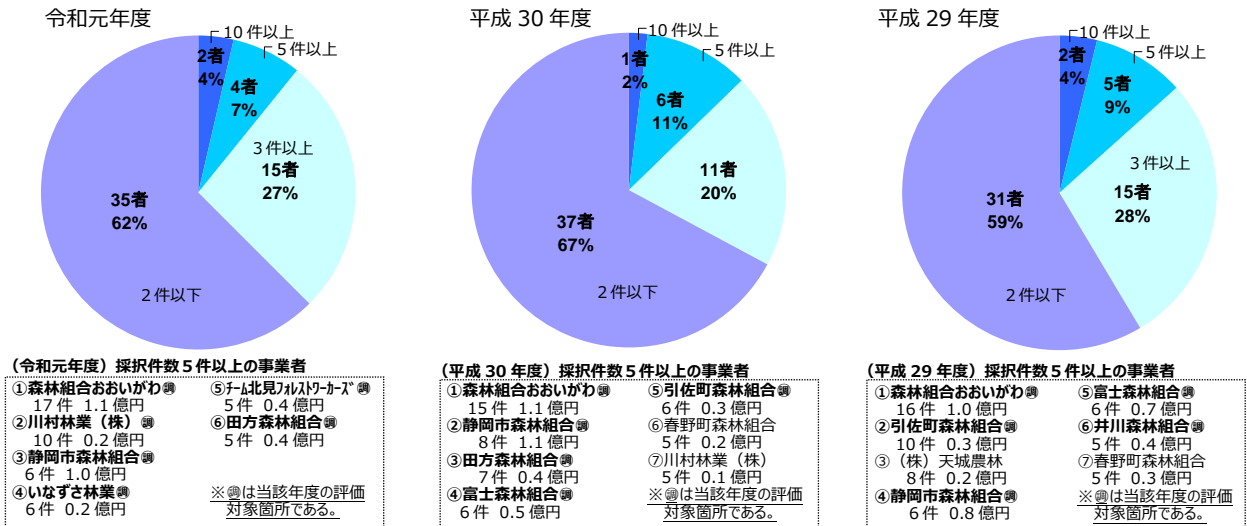
第 1 回委員会時の指摘事項について、現状等を分析しましたので、下記のとおり報告します。

1 第 1 回委員会意見

<p>評価対象箇所の選定基準について</p>	<p>○ <u>補助金の交付が同一の事業者</u>に偏っていると<u>感じる</u>ことがあることから、従来の「面積」、「単価」の選定基準に、「取扱件数」を加えた方がいいのではないかと。</p> <p>※参考 現状の選定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業規模（面積）の大きい箇所 ○事業単価が高額な箇所 ○全農林事務所が必ず評価を受ける
------------------------	---

2 現状分析

採択件数ごとの事業者数



6 者中 6 者が評価対象

7 者中 5 者が評価対象

7 者中 5 者が評価対象

(結果)

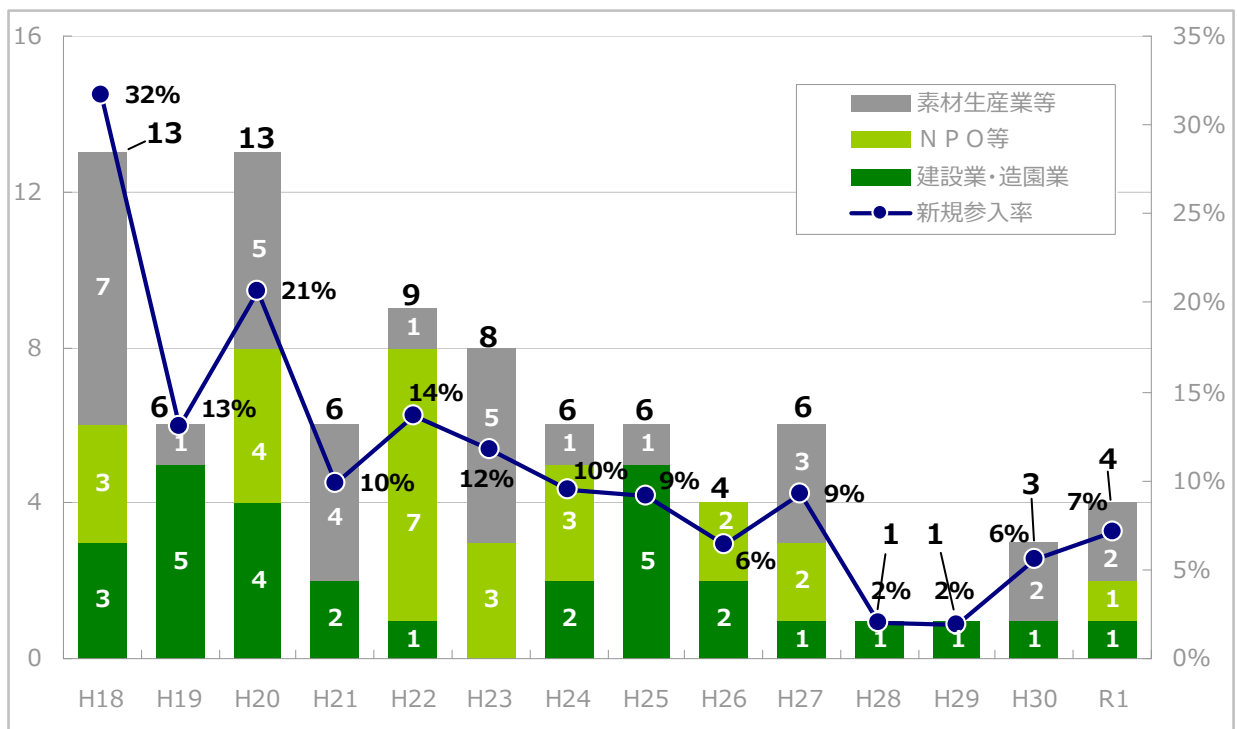
- 過去 3 年間で、同一事業者が 5 件以上の補助金交付を受けているのは、全体の 1～1.5 割程度となっている。
- 採択件数の多い事業者は、評価対象に選定されることが多く、事業内容については確認を受けている。(年間 1 件以上実績のある事業者のうち通常 4 割が対象、5 件以上の事業者では 8 割が対象となっている)。

3 分析結果

項目	分析
採択件数ごとの事業者数	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>同一事業者が複数の採択を受けることについて、制度上の問題はない。</u> ○ <u>採択件数の多い事業者が評価対象に選定されやすい状況にあり、現状の選定基準でも適正に選定が行われている。</u>

(参考) 新規参入の状況

森の力再生事業の要綱・要領では、他の森林整備事業に比べて新規参入しやすい制度設計*としており、これまでに86者の新規参入があった。



- 新規参入者数は、平成20年度の13をピークに、平成27年度まで9～3で推移し、平成28年度以降は4～1で推移している。
- 新規参入率（各年度の総事業者数における新規参入者の割合）は、平成18年度の32%、平成20年度の21%をから、平成24年度まで14～10%で推移し、平成25年度以降は9%～2%で推移している。
- 新規参入者数や新規参入率は、減少傾向であるものの、ここ数年は増加している。

※ 新規参入しやすい制度設計

	森の力再生事業	通常の間伐事業 (国の公共造林事業)
1 申請の 面積規模	1ha 以上	5ha 以上
森林経営 計画		森林経営計画の策定が必要 一定規模（30ha 以上など）のまとまった森林を対象に森林施業や路網整備に関する 5 年間の計画
伐採した 材の搬出	搬出材積の指定なし (ただし、作業車道を設置する場合、延長 1 m 当たり 0.3m ³ 以上)	搬出材積 10m³/ha 以上

令和元年度事業
個別事業評価調書

選定箇所一覧

事業区分	事務所	所在地	整備者	面積 (ha)
一般	賀茂	賀茂郡松崎町池代	チーム北見フォレストワーカーズ	24.09
	東部	裾野市深良	裾野市森林組合	13.49
		沼津市宮本	愛鷹山森林組合	35.87
		伊豆市土肥①	田方森林組合	17.48
		伊豆の国市浮橋①	川村林業(株)	5.32
	富士	富士市南松野	静岡中部林産事業協同組合	36.51
	中部	静岡市葵区渡・口仙俣	静岡市森林組合	29.74
		静岡市清水区宍原	清水森林組合	38.20
	志太	島田市川根町抜里	森林組合おおいがわ	25.47
		島田市川根町笹間上	森林組合おおいがわ	24.91
	中遠	掛川市倉真	田旗造園建設(株)	34.00
西部	浜松市天竜区春野町石切	春野森林組合	60.54	
災害	富士	富士宮市上井出	富士森林組合	26.38
	中部	静岡市葵区梅ヶ島	鈴木林業	8.67
	中遠	掛川市久居島	掛川市森林組合	1.00
竹林・ 広葉樹	賀茂	賀茂郡西伊豆町宇久須	いなずさ林業	1.76
	東部	田方郡函南町平井	カートランスアクト	6.26
	志太	島田市切山	NPO 法人里山再生クラブ	2.88
	中遠	菊川市西方	NPO 法人里山再生クラブ	2.63
	西部	浜松市西区呉松町	引佐町森林組合	0.71
	西部	湖西市大知波	(株)朝倉工務店	0.58

396.49

※データサイズの都合で抜粋資料を掲載しています。
詳細調書が必要な場合は、下記までお問合せください。

(お問合せ先)

静岡県経済産業部産業政策課 054-221-2635

(件名)

森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果について

静岡県 経済産業部 森林・林業局 森林計画課
経営管理部 財務局 税務課

1 要 旨

- 本年度、「森の力再生事業」は、第2期の10年計画（H28～R7）の5年目となり、財源となる「森林(もり)づくり県民税」の今後の対応を検討する時期を迎えたことから、県民及び市町長、経済団体に対し、今後の対応についての意見を伺った。
- その結果、県が引き続き荒廃森林の再生に取り組むことに賛同する意見が多かった。
- 近年、集中豪雨が頻発し、山地災害の発生リスクが高まっていることから、当初計画の残りの荒廃森林の再生を速やかに完了させるため、「森の力再生事業」を継続する方針を決定し、9月県議会で表明した。
- 「もりづくり県民税条例」については、課税期間を延長する改正案を12月県議会に提出する予定。

2 森の力再生事業と森林(もり)づくり県民税に対する県民意見の概要

- アンケートでは、概ね9割が事業継続に賛成、税負担について理解を示した。

(聴取期間 令和2年6月～8月)

区 分			事業に対する意見		税負担に対する意見	
			評価できる	継続すべき	理解できる	(うち負担感あり)
アンケート	タウンミーティング	24会場、延444人 (回答者数408人)	94.8%	90.7%	95.6%	(4.7%)
	県民アンケート (郵送)	5,500人 (回答者数2,690人)	91.8%	95.0%	90.8%	(12.3%)
	県政インターネット モニター	609人 (回答者数565人)	85.9%	89.0%	88.3%	(24.6%)
市町長への意見聴取		35市町	82.9% ^{※1}	100.0%	否定意見なし	
経済団体への意見聴取		68団体	95.6% ^{※1}	97.1% ^{※2}	継続は理解	(3団体)

※1 否定的な意見はなし(要望、提案のみの発言)

※2 継続に反対の意見はなし

- タウンミーティングでの主な意見

- ・幼少期によく山で遊んでいたが、そのころは薄暗く怖い印象だった。この事業により明るい山が増え、山は良いと思えるようになった。
- ・荒廃森林はまだ残っているので、事業の継続が必要。
- ・「森林(もり)づくり県民税」と「森林環境譲与税」の用途と役割分担が一般県民に伝わるよう、さらに平易で分かりやすい説明を工夫して欲しい。
- ・事業と税の県民理解を一層図るべき。

3 もりづくり県民税条例(現行)

課税対象	個人及び法人県民税均等割の納税義務者
課税期間	平成28年度～令和2年度(5年間)
税 率	個人：400円/年、法人：法人県民税均等割の5%(1,000円～40,000円)
税収見込	5年間 約50億円

令和 2 年度静岡県森の力再生事業評価委員会現地調査(案)

(政策管理局産業政策課)

1 調査内容

- (1)整備状況
- (2)下層植生の被覆、生育状況
- (3)残存木（立木）の生育状況
- (4)波及効果の状況等

2 調査予定

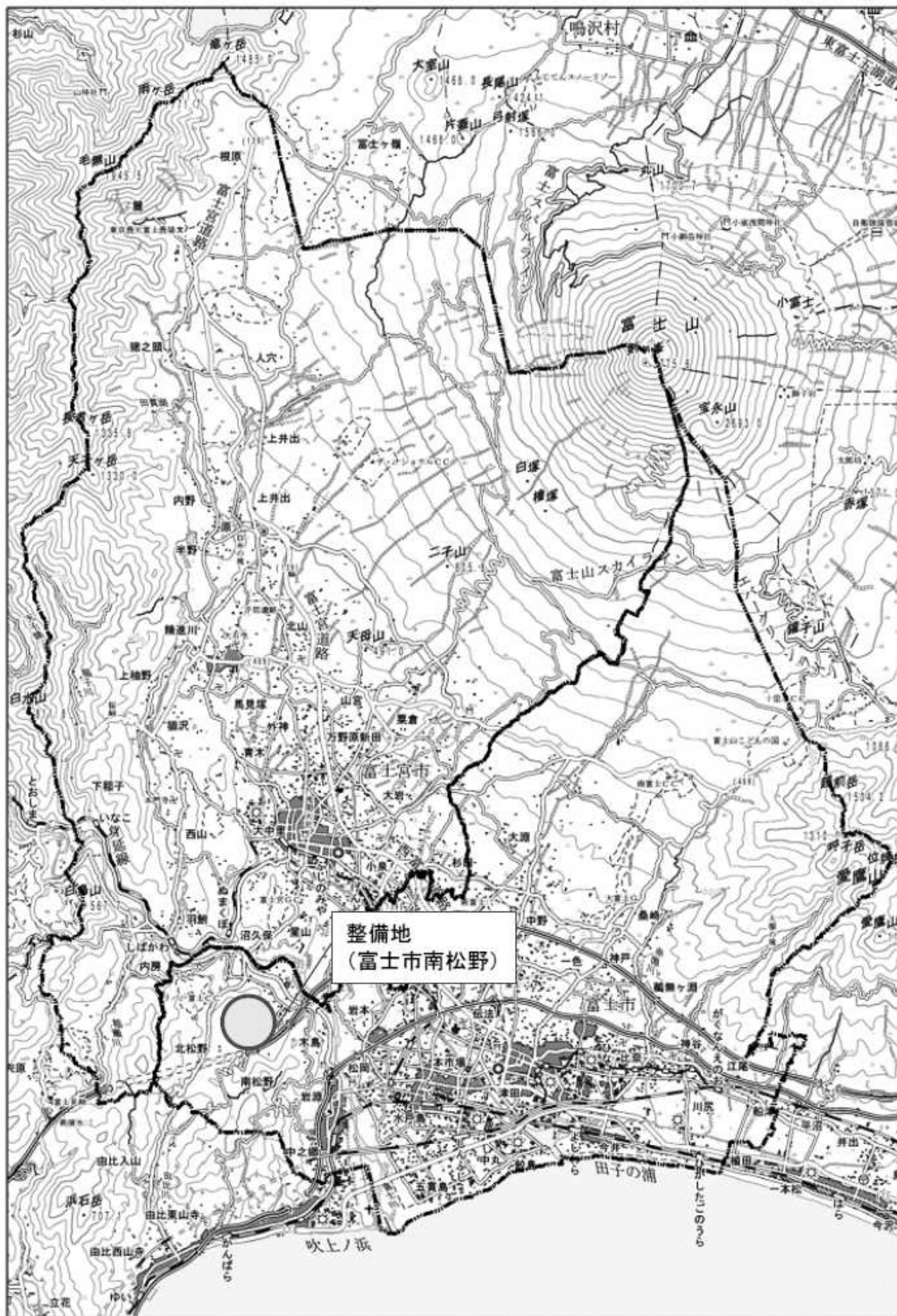
- (1)日時 令和 2 年 11 月 11 日（水）
（予定）12:30～15:00（県庁集合、解散）

(2)場所

事業区分	事務所	所在地	整備者	面積
一般	富士	富士市南松野	静岡県中部林産事業協同組合	36.51ha

(参考) 評価委員会の年間開催計画

回	時期	審議内容
1	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会の年間開催計画 ・令和元年度の提言への対応の報告 ・令和元年度森の力再生事業費実績の報告 ・令和元年度事業分の評価対象箇所を選定 ・事業実施箇所のモニタリング結果の報告
2	10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会時の指摘事項 ・令和元年度事業分の検証 ・森の力再生事業についての県民等への意見聴取結果
現地調査	11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果を現地にて検証
3	1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業分等の検証 (植生回復状況等の調査結果の報告を受ける) ・検証、評価結果(案)の検討



令和2年度 森の力再生事業評価委員会 現地視察箇所（案）

令和元年度施工箇所

富士市南松野 36.51ha(環境伐)



整備前



整備後